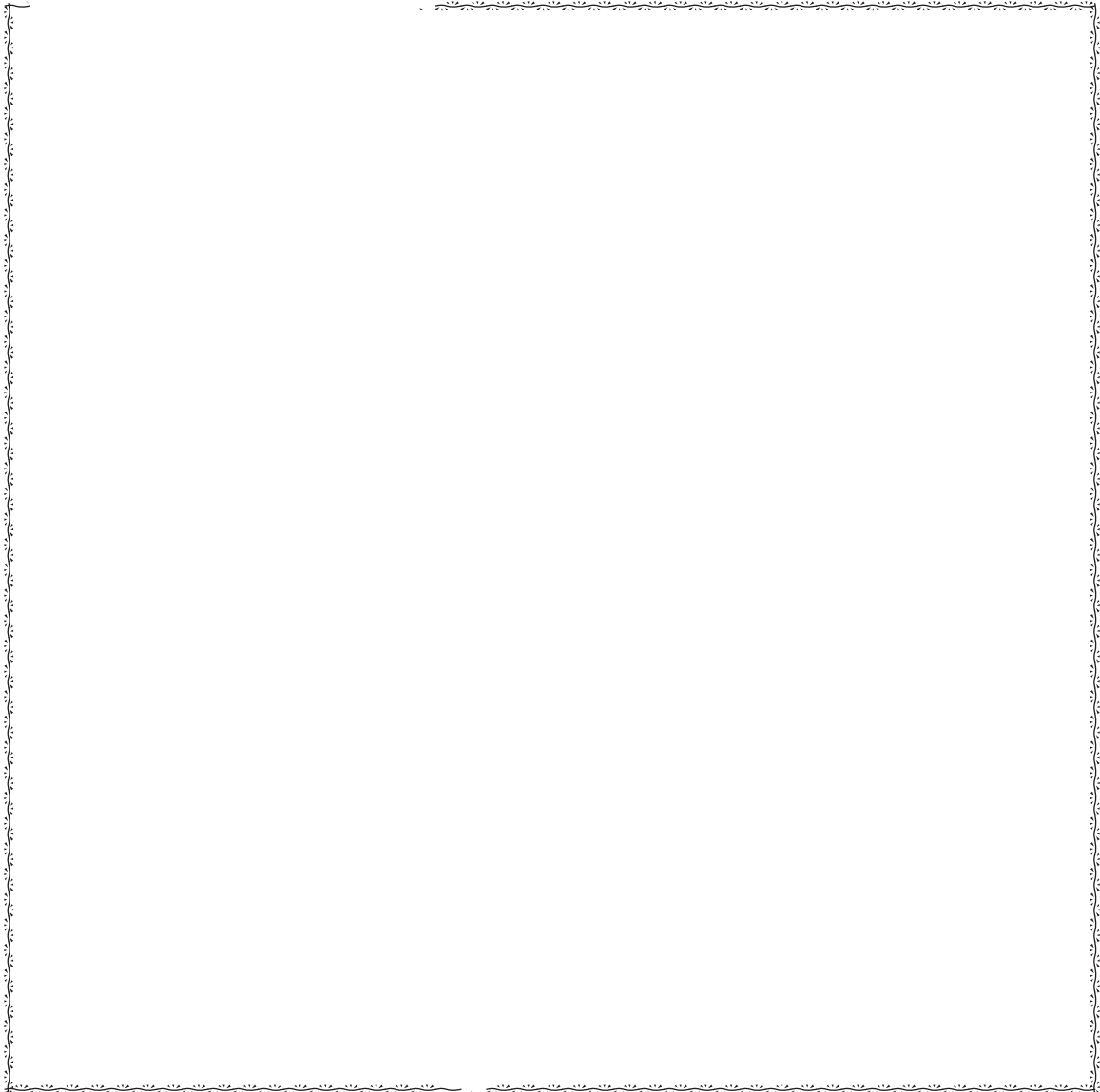


# 地方分権改革に関する研究

調査研究サブ

澤 弘一



## 1. はじめに

の盛込  
んだ「の図たの  
のい「  
財政国の動向、の独立した、したし、し、の  
もの、言い、いの、の、—な展な、2007発足した  
もの、動、員会、会の  
まの取組み 第1期、1995 2001、し、国、の、の、し、の

議論が

2  
共

団体

1 論 2

「が、よう  
共

次章 憲

章

が

4次

## 2. 地方公共団体と国

### 2.1 住民と国民

共団体

が

・固 共団体

固

共団体

よ

外 主 が 3号

除 基 親 よ

血 主 が取

共団体

1 委員 . 2008. 1次、～、視 『 確 ～』

2 松 (2007:3-4)

3 川 (1985:181-182)

住民の福祉の増進<sup>4</sup>

の住民の住及びれ包括都道

の住民<sup>5</sup>

の住のれ

の公共団体の役務の

公共団体<sup>6</sup>住

民の

公共団体住れ役務

れ住民公共団体の役務

の公共団体役務の異

公共団体よつ存在

の部の

のれよ

公共団体よつの

の民

の役務

求め公共団体住

民住よ及び

役務の求め

公共団体役務異れ

れ役務のよ公

公共団体の務役務の

異つ

括りの

異

り公共団体れ

の役

重

わ次章りげり

の乗り務

公共団体れ

の公共団体務

の

のわ

れ

の

の

の

の

の

の

の

## 2.2 住民としての外国人等

役務異

住民つ民り

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

4 の

5 1項

6 2項

7 参 部公務員就任 含む の 限

それに対応す  
れ  
住民地公共団  
すに  
れ 住民  
等対価支払代に  
れ代  
に  
地 そ 民に  
地 地公共団  
等 住民に  
民 地公共団  
件 れれ者外人  
等排れ公  
等 民  
9 民外にれ  
1 民 外人等  
住民に対  
れに 外人等  
れ

1949

1950

1999

2

1947年 地方自治法制定

1949年 シャウプ勧告

1950年 地方行政調査委員

表2

通称、神戸

は、概ね次のような限定である。

2	
3	
6	家警察、上保安
7	郵便、電信電話、電 保安
8	
	▲ な 量
	土総合開発 画
2	直轄 河川、路、土
3	保
	究施設、施設、医療施設 福祉施設
	、気象 水路 施設
6	重要な 保
7	
8	量
2	▲ 模 おけ 係 整
2	医師、 剤師
22	洋漁
23	銀、保、鉱、電気、方、上
2	重要な
2	保
26	
27	漁
28	、覚 該当者 動静観察、 人登録、解散
2	者

料

### 3.2 憲

明治憲法下の府県は不完全自治体と言われる。府県とは先ず国の行政区画であり、同時に地方公共団体の区域であった。知事は内務大臣が任命する官吏であり、国の総合的出先機関であり、同時に府県の長であった。基本的に国の省庁は地方機関を設けず、国の地方にかかる一般行政事務は知事に執行させていた。国の地方機関が今でもそうであるように、戦前の府県は構成住民を持たなかった。つまり、戦後地方自治法が制定されるまで“県民”は存在しなかった。

対して、市町村は戦前から間接選挙によって市町村長を選出し、構成住民を持つ完全自治体であった。しかし、監督権限は府県知事が持っていた。国全体の出先機関である府県知事の人事権を持ち、知事を通して市町村もコントロールできた内務省は、他の省庁に比べて優位な立場に立っていた。

こうした体制は戦後に解体された。憲法改正の結果、知事は直接公選により選出されることとなった。しかし、このことで大きな問題が生じた。それは「これまで知事に執行させていた国の事務は一体誰がやることになる

12

7 8

3

14

13

### 3.3 シャウプ勧告と神戸勧告

著 係  
 触 係  
 「 配 責 不必要  
 15  
 弱点  
 再配  
 員会 原則 打  
 「 振 べ 配 式

12 高木 (1 86:54) 川 (1 4) 高木

13 鉄 郵便 ど

14 吉川 (2003:207)

15 「 節 日 報 書 ( 度研究会 1 5)

1 40年 時 推進 巡 指摘

事務配分であり、配分事務  
 事務  
 で、に処理できない  
 に、理  
 に、であ、ま、シャープ  
 に、い、  
 あ  
 16、で、  
 き、な、  
 シャープ、が、則、具、化、  
 目、  
 事務配分に  
 が  
 に、事務配分  
 に、シャウ  
 プ、で、則、なが、シャ  
 ウプ、が、事務にい  
 い、いない、  
 事務配分、い  
 で、事務配分、  
 い、シャウ、  
 シャウプ、で、3  
 「分が、い、に、  
 で、が、いで  
 が分、い  
 理に則、  
 な、が、でき、  
 29事務が、事務、に、  
 2、外、全、業務、  
 で、則、全、業務、  
 ち、範、  
 に、処理が、な、  
 業務、理、  
 で、分、1

事務分、  
 が、な、な、分、が、な、な、  
 い、ま、が、事務に  
 電信電話、引揚、で、  
 に、範、き、で、ない、ま、い  
 な、  
 で、ない16、事務が、事務、  
 い、が、に、  
 ナシ、ナルミニマムな  
 に、警察、安、広域、犯罪、策、に、い、  
 役割が未、理、ま、ま、な  
 い、  
 シャウプ、連続、  
 が多いが、に、  
 シャウプ、  
 修、い、側面が、でき、  
 連合、総司令部、一部、事務  
 配分案に、福祉、家、な、側面、集、化  
 が、必要、あ、観、点、意、  
 17、アメリカで過去、福祉、衆、衛  
 に、事務、に、任せ、失、敗  
 が、背景、あ、  
 シャウプ、連合、総司令部  
 板、挟、にあ、シャウプ、則、に  
 従、一、事務が複数、機、に、割、  
 な、が、引き、受、  
 で、に、処理、でき、ない、事務、だ  
 福祉、衆、衛、い、  
 事務、で、ない、で、ない、  
 事務、でき、ない、連、合  
 総司令部、一部、だ、で、せ  
 与、必要、事務、  
 板、挟、シャウプ、  
 一元、配、分、式、で、責任

16 高木 1986:84  
 17 川 1994

3.4 都道府県制廃止答申

市町村  
 都道府 性  
 色彩 濃 都道府 性  
 鶴 下 議論 だ  
 格 巡

都道府 市町村 同 性格  
 だ ぞ 処理 種類 内容  
 異

都道府 市町村 異 性格  
 純然 市町村 異  
 性格 持

前者 改 都道府 市町村  
 同 点 双 同質  
 性 見出 者 都道府  
 近似性 見 市町村 異  
 独 性格 だ

二 見解 立 更 立 発展  
 者 支持 側 都道府 制  
 廃止 訴 1957 第4  
 制 査会 府 廃止 7  
 8ブロック 区 (仮称)  
 置 答申 20 答

申内容 議論 都道府  
 制 道州制へ 移 訴 類  
 市町村 視 都道府  
 論 だ 制 改革  
 答申 都道府 制 問題  
 点 下 約

18

19

---

18 論 第2 1 係  
 19 日 第二五条第1項  
 20 制 研究会. 2006. 制 改革 答申



10

10

2018

24

25

27

26

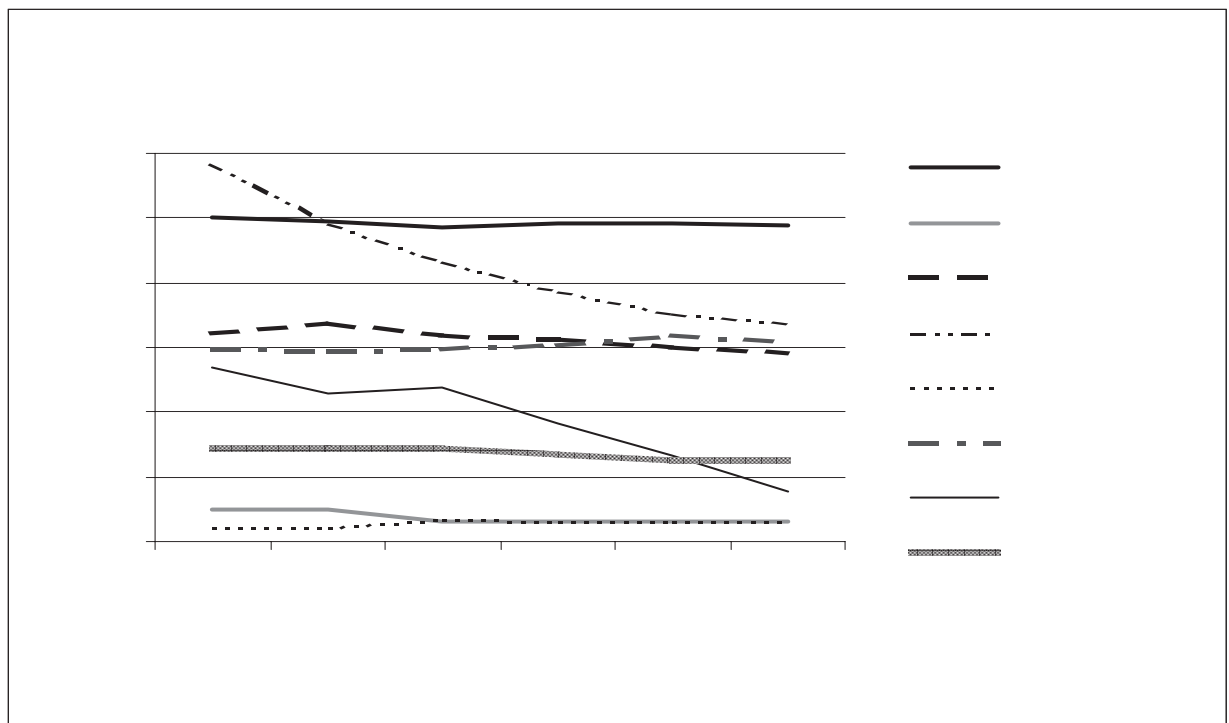
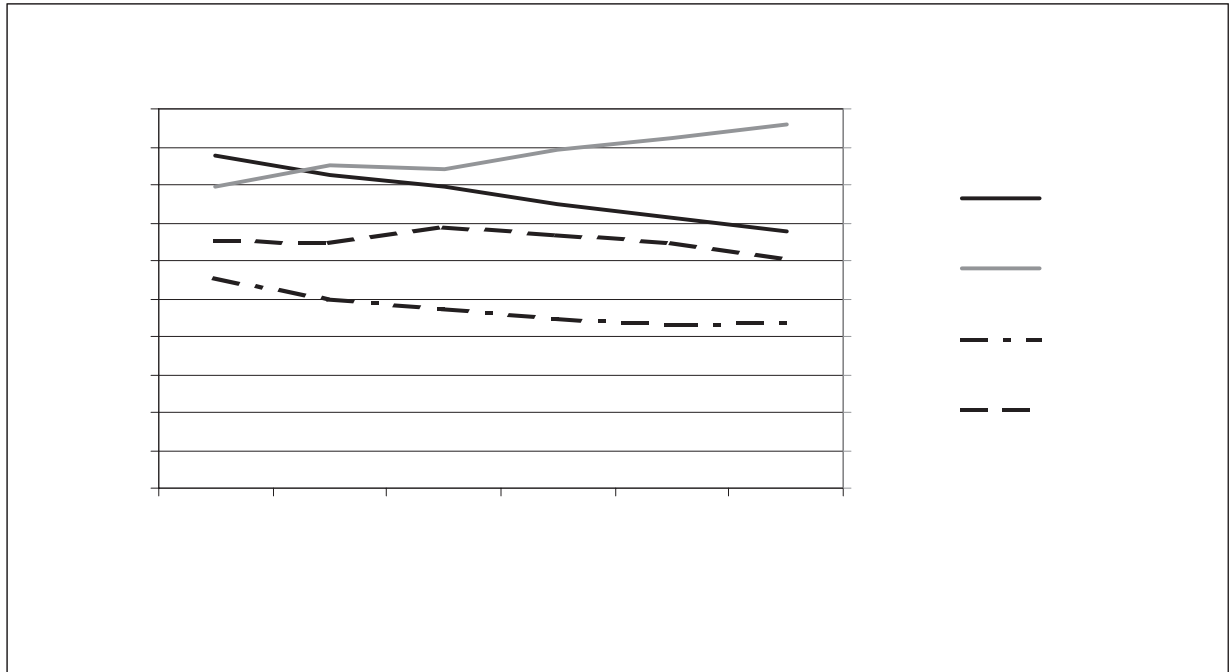
3

要 具  
 勿  
 実 応  
 だけ  
 だ 枠組み  
 果 機 や け  
 だ  
 終 見  
 望む声 反 出  
 ろ 新  
 スローガ 掲 上  
 変 だけ 果 終

---

24 3  
 25 5  
 26 松 (2007:180)  
 27 報





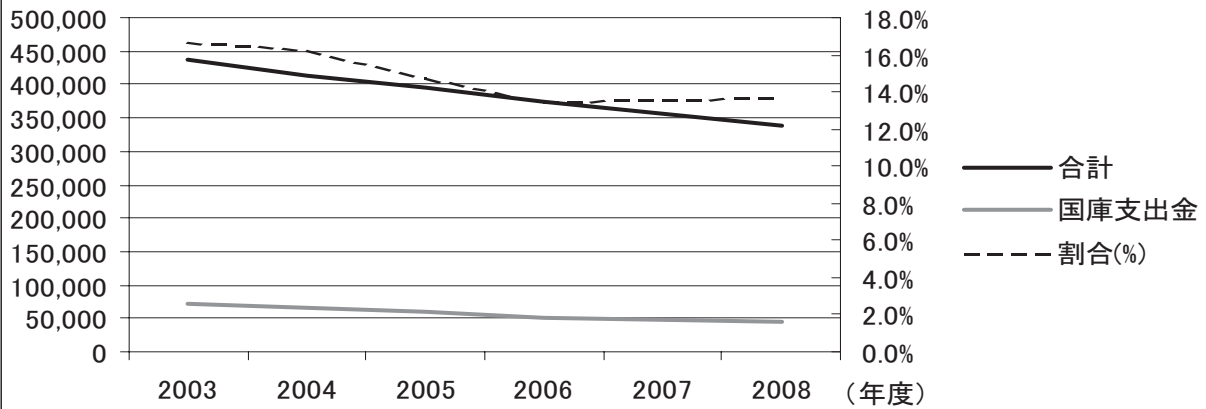
結びつかない懸念がある。

こうした環境下で、戸勧告を実現するなか、国庫支出金は著しい不均衡を調整した。低水準の確保を目指して行うべき事業に係る国の支出という理由となり、同時にの執行に留めることが出来る。地方側においては、自由裁量を伴わない財源は国へ返す。案を行った国が自らの責任の下

の効果測定も忘れずに対応していくことが可能となる。これによって、勧告の一元的配分が実現され、責任所在の明確化を果たすことが可能となり、多重行政の無駄は減少が期待される。

いて、当初予算に占める普通建設事業費は確かに減少の可能性がある。しかし、のうち、国が行う道路事業だとか土地改良事業

図3 年度別鳥取県一般会計当初予算に占める国庫支出金額とその割合の推移(単位:百万円)

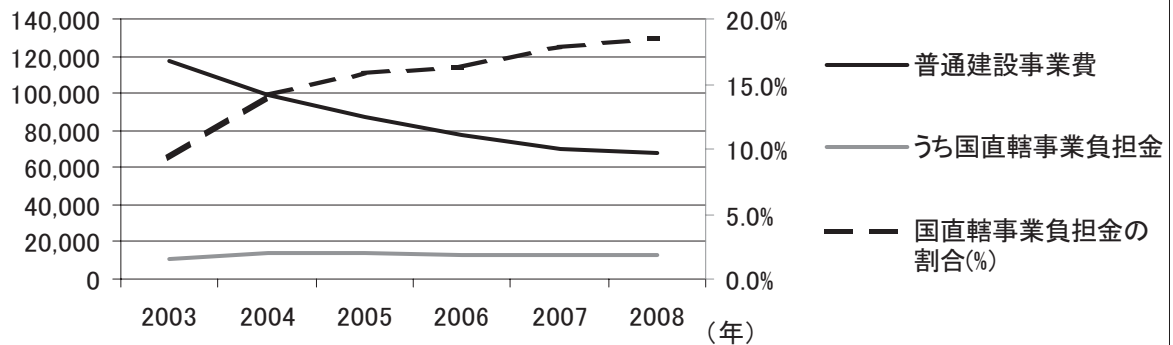


出所: 鳥取県財政課「財政状況資料等」より作成。

注1) 左軸は予算額合計及び国庫支出金、右軸は予算額に占める国庫支出額の割合を示した。

注2) 2003年度、2007年度は6月補正後を示している。

図4 年度別鳥取県一般会計当初予算の普通建設事業費に占める国直轄事業負担金の推移(単位:百万円)



出所: 鳥取県財政課「財政状況資料等」より作成。

注1) 左軸は普通建設事業費及び国直轄事業負担金、右軸は国直轄事業負担金の割合を示した。

注2) 2003年度、2007年度は6月補正後を示している。

